

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 川崎 志保

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和 2 年 2 月 25 日付け諮問第 44 号で諮問のあった個人情報の収集の制限の例外及び外部提供の制限の例外（児童虐待事案に係る加古川市と兵庫県警察の連携に関する協定書による警察からの個人情報の収集及び警察への個人情報の外部提供）について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申の趣旨

諮問のあった収集の制限の例外及び外部提供の制限の例外については、以下の理由により適当である。ただし、附帯意見に留意願いたい。

2 答申の理由

（1）本諮問の目的

加古川市（以下「市」という。）では、児童虐待事案の早期発見及び適切な保護を行うため、市内の医療関係、地域関係、福祉関係、教育関係、人権擁護関係、警察司法関係、消防関係等の機関や団体等で構成する加古川市要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を設置し、児童及びその保護者に関する情報及び適切な保護を図るために必要な情報の交換や支援内容の協議などを行っている。

しかしながら、要対協内での情報交換は原則業務時間内に限られること、また、要対協において加古川警察署は関係機関となっているものの兵庫県警本部及び兵庫県に所在する加古川警察署以外の警察署は含まれていないことから、夜間休日及び県内他市で子どもが保護された場合でも児童虐待案件に迅速かつ的確に対応し、子どもの安全を確保するため、兵庫県警察本部との間で、必要と認める情報を相互に提供する必要性がある。

そこで、市の保有する個人情報を兵庫県警本部及び兵庫県に所在する警察署（以下「警察」という。）に外部提供するとともに、警察の保有する個人情報を市が収集するための協定書を締結したいと考えているが、これら個人情報のやり取りは、加古川市個人情報保護条例第 6 条及び第 8 条の規定により制限されている。その

ため、警察から市への情報提供については個人情報の収集の制限の例外として、市から警察への情報提供については個人情報の外部提供の制限の例外として、それぞれ適当か否か、諮問されたものである。

(2) 予定されている個人情報の収集及び外部提供の内容

①収集及び外部提供する対象事案

市が警察から収集する事案は、児童虐待事案に関して警察が対応した事案とし、市から警察に外部提供する事案は、要対協において支援が必要と判断した児童虐待事案に限定する。

②収集及び外部提供する情報

市が警察から収集する情報は、警察が対応した児童虐待事案において市に提供が必要であると判断した情報とし、市から警察に外部提供する情報は、児童虐待事案の対象児童及びその世帯の構成員の情報のうち、児童の氏名、フリガナ、性別、生年月日、住所及び世帯の構成員の氏名、続柄、生年月日とする。

③収集及び外部提供する情報の取扱い

市が警察から収集する情報については、市が管理しているシステムに入力し厳重に管理をすることとする。また、市から警察に外部提供する情報については、担当者を限定し、警察が児童虐待の見逃し防止及び児童の安全確保にあたり必要でなくなった場合、警察において復元できないよう適切な方法により抹消することを義務付け、使用状況の管理、保安措置等を適正かつ厳格に行うこととする。

(3) 審議結果

①収集及び外部提供する対象事案

市では、児童虐待事案の早期発見及び適切な保護を行うため、要対協を設置し、児童及びその保護者に関する情報及び適切な保護を図るために必要な情報交換や支援内容の協議などを行っている。

本諮問は、夜間休日及び県内他市で子どもが保護されるなどの児童虐待案件が発生した場合でも迅速かつ的確に対応し、子どもの安全を確保するために、要対協において支援が必要と判断した児童虐待事案に限定して警察へ情報を提供し、また今後の支援に活用するため、上記のとおり限定して提供した事案に関する警察の対応結果及び児童の安全確保等のために警察が市に提供をする必要があると認めた情報を収集することを予定したものである。

情報提供及び収集の対象となる事案は、複数の関係機関が関与する要対協において支援が必要と判断した事案に限られることから、必要最小限のものと認められる。但し、「児童虐待事案」の定義は一義的でないため、不用意に対象事案が拡大しないよう、その内容を明確にしておく必要がある。

②収集及び外部提供する情報

収集に係る情報は、市から児童虐待に関する情報提供を受けた児童に対して警察が対応した内容及び結果並びに児童の安全確保のために警察が市に提供をする必要があると認めた情報に限定されている。

また外部提供する情報は、上記要対協で支援が必要と認めた児童虐待事案における対象児童及びその世帯の構成員の情報のうち、児童の氏名等、児童を特定し、児童の安全確保に必要な情報として必要最低限のものである。

③収集及び外部提供する情報の取扱い

市と警察が相互に収集及び外部提供した情報は個人情報であるため、適正な管理運用が求められるところ、本協定書においては、収集した情報は、要対協において厳重に管理することとされている。

また、外部提供した情報が、提供後、児童虐待の見逃し防止及び児童の安全確保に当たり必要でなくなった場合は、警察において復元できないよう適切な方法により抹消することを義務付けることが予定されている。

収集、外部提供のいずれについても、使用状況の管理、保安措置等を適正かつ厳格に行うこととしていることから、その取扱いについては妥当であると認められる。

④まとめ

児童虐待事案に係る市と兵庫県警察の連携に関する協定書については、児童虐待の見逃し防止、児童の安全確保及び支援の強化に関して、警察と緊密に連携し、子どもの安全を迅速かつ的確に確保及び維持することを目的としており、対象児童の個人情報の保護に十分に配慮した上で、警察から個人情報を収集すること及び警察に個人情報を外部提供することについては、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護の観点から、公益上の必要その他相当の理由があると認められる。

また、提供・収集の対象となる情報は必要最低限に限られており、収集・提供後の管理等についても相当な措置が講じられる予定である。

よって、諮問に係る例外については、いずれも適当であると判断する。

(4) 附帯意見

協定書締結にあたっては、個人情報の外部提供の対象となる児童虐待事案の定義を明確に規定するとともに、対象となる情報がプライバシー保護の必要性が極めて高い情報であることから、警察との間で十分な協議を重ね、収集及び外部提供した個人情報の適切な管理体制が構築されるよう求める。

以 上